体育人福祉法

[施行 2022. 8. 11.] [法律第 18381 号、2021. 8. 10、制定]

【制定・改正の理由】

[制定]

◇制定理由

体育人の生活安定と体育活動の増進に資するため国家代表選手・指導者等に対する報奨金、医療費及び奨学事業など福祉厚生金を支援できるようにし、体育競技大会に出場して優秀な成績を収めた学生選手だけでなく、国民基礎生活受給者及び次上位階層学生選手に対する奨学金を支援できるようにし、体育人に体育活動関連事業の創業準備資金を貸与できるようにするものである。また、制定案の国家有功者と遺族・家族への補償の停止及び指定取消、支援金などの支給停止と返還規定を別途規定するものである。

◇主な内容

イ．この法律は、体育人に対する福祉政策の樹立と体育人福祉のための制度的基盤を用意することで、体育人の生活の安定と体育活動の増進に資することを目的とする（第 1 条)。

ロ．大韓民国体育有功者の指定及び補償に関する事項を規定する（第 7 条)。

ハ．国家代表選手と指導者に対して報奨金、医療費や奨学事業などを支援できるようにする（第 8 条)。

ニ．国と地方自治団体が優秀な成績を収めた学生選手に奨学金を支援するようにし、国及び地域体育振興に顕著な功績がある体育人が引退した後、持病、生計困難などの困難がある場合、医療費の全部または一部と生活費の一部を支援できるようにする（第 10 条及び第 11 条)。

ホ．体育人の進路支援と創業支援事業の実施、創業準備資金などを貸与できるようにする（第 12 条及び第 13 条)。

ヘ．体育人の福祉政策を効果的に遂行するために体育人福祉サービス支援システムを構築・運営することができるようにする（第 16 条)。

ト. 体育人福祉専門機関の指定、指定取り消し及び事業に対する事項を規定する（第 17 条及び第 18 条)。

国会で議決された体育人福祉法をここに公布する。

大統領　ムン・ジェイン（印）

2021 年 8 月 10 日

国務総理　金ブギョム

国務委員、文化体育観光部長官　ファン・ヒ

体育人福祉法

[施行 2022. 2. 11.] [法律第 18381 号、2021. 8. 10、制定]
文化体育観光部（規制改革法務官）、044-203-2255

第 1 章　総則

第 1 条（目的）この法は、体育人に対する福祉政策の樹立と体育人福祉のための制度的基盤を用意することにより体育人の生活安定と体育活動増進に資することを目的とする。

第 2 条（定義）①この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。
1.「体育人」とは、次の各目のいずれかに該当する者をいう。
カ.「国民体育振興法」第 2 条第 4 号による選手または選手であった人のうち大統領令で定める者
ナ.「国民体育振興法」第 2 条第 6 号による体育指導や体育指導者だった人のうち大統領令で定める者
タ.「国民体育振興法」第 2 条第 11 号による競技団体に登録された審判又は登録されていた審判のうち大統領令で定める者
2.「国家代表選手・指導者」とは、「国民体育振興法」第 2 条第 4 号の 2 に基づく国家代表選手と国家代表選手を指導する体育指導者をいう。
②この法律で使用する用語の意味は、第 1 項に定めるもののほか「国民体育振興法」で定めるところによる。

第 3 条（他の法律との関係）体育人の福祉に関してこの法律に規定したことを除いては、「国民体育振興法」で定めるところによる。

第 2 章　体育人の地位や国・地方自治団体の責務等

第 4 条（体育人の地位と権利）①体育人は国家体育発展と国民の幸福増進のために貢献する存在として正当な尊重を受けなければならない。
②すべての体育人は自由に体育活動に従事できる権利があり、体育活動の成果を通じて正当な精神的、物質的利益を享受する権利がある。
③すべての体育人は有形・無形の利益提供や不利益の脅威を通じて不公正な契約を強要されない権利を有する。

第 5 条（国と地方自治団体の責務）①国と地方自治団体は、体育人が国民体育振興と国民の幸福増進のために貢献できるように体育人の福祉増進に必要な施策を5年ごとに策定して施行しなければならない。

②国及び地方自治団体は、予算の範囲で体育人福祉増進のための事業や活動に必要な支援を行うことができる。

第6条（実態調査）①文化体育観光部長官は、体育福祉の増進に必要な施策を樹立・施行するため、定期的に体育人の労働実態と生活程度等について実態調査を実施することができる。
②第1項による実態調査の範囲と方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第3章　体育人の支援など
第7条（大韓民国体育有功者の指定及び補償など）①国は国家代表選手・指導者が大統領令で定める国際競技大会の競技、訓練又はそのための指導中に死亡または重度の障害を被った場合に、その選手または指導者を大韓民国体育有功者として指定する。
②国は、大韓民国体育有功者に大統領令で定めるところにより、国家有功者に準ずる補償をしなければならない。
③次の各号の事項を審査・議決するために、文化体育観光部に大韓民国体育有功者指定審査委員会（以下「委員会」という）を置く。
1.大韓民国体育有功者の指定、負傷等級の決定及び等級変更に関する事項
2.大韓民国体育有功者及びその遺族または家族に対する慰労金、年金等（以下「補償金」という）の支払いまたは停止に関する事項
3.第21条による大韓民国体育有功者の指定取り消しに関する事項
4.その他大韓民国体育有功者等の礼遇及び支援のために必要と認める事項として委員長が会議に付す事項
④委員会は、委員長1名、副委員長1名を含む11名以内の委員で構成し、委員は第3項各号の事項について学識と経験が豊富な者の中から文化体育観光部長官が任命するか委嘱し、この場合「両性平等基本法」第21条第2項を準用する。
⑤第4項により任命または委嘱された委員の任期は2年とし、再任することができる。
⑥委員会は、第3項による審査・議決のために必要であると認められるときは、関係者を出席させたり調査することができ、国、地方自治団体及び公共機関等に対して関連する事項を報告させ、又は資料の提出を要求することができる。
⑦第3項による遺族または家族の範囲、第4項による委員会の構成、その他大韓民国体育有功者指定・補償等に必要な事項は、大統領令で定める。

第8条（国家代表選手・指導者に対する支援等）①国は、国家代表選手及び指導者に競技力の向上と生活安定のために報奨金、医療費及び奨学事業など、大統領令で定める福祉厚生金（以下「福祉厚生金」という）を支援することができる。
②福祉厚生金の支給基準等に必要な事項は、大統領令で定める。

第9条（保険または共済の加入）①大統領令で定める運動競技大会を開催・運営する者は、大会に参加する選手などの保護のために保険や共済に加入しなければならない。

②国及び地方自治団体は、「初・中等教育法」第 2 条による学校に在学中の学生選手（以下「学生選手」という）の保険または共済の加入に必要な経費の一部または全部を支援することができる。ただし、「学校安全事故予防及び補償に関する法律」に基づいて共済に加入した学生選手は、この限りでない。
③国は、大統領令で定める訓練及び運動競技大会に参加した国家代表選手・指導者を保護するために保険または共済加入を支援しなければならない。
④第 1 項から第 3 項までによる加入対象、保険または共済の種類など必要な事項は、大統領令で定める。

第 10 条（奨学事業）①国と地方自治団体は、学生選手が大統領令で定める運動競技大会に出場して優秀な成績を収めた場合、または、学生選手やその保護者が「国民基礎生活保障法」第 2 条第 2 号の受給者または第 10 号による次上位階層に属している場合、奨学金を支援することができる。
②第 1 項による奨学金の対象者の選定、支給基準等、必要な事項は、文化体育観光部令で定める。

第 11 条（元老体育人支援）①国と地方自治団体は、国及び地域体育振興に顕著な功績がある体育人が引退した後、持病、生計困難など大統領令で定める事由がある場合には、予算の範囲内で医療費の一部または全部と生活費の一部を支援することができる。
②第 1 項による支援対象者選定及びその支給基準等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 12 条（体育人の進路支援と創業支援）①文化体育観光部長官は、体育人の生活安定と生活の質向上のために、次の各号の事業を実施することができる。
1.就業と創業に必要な教育訓練
2.雇用斡旋、創業支援などの社会参加支援事業
②文化体育観光部長官は、第 1 項による事業を実施するために大統領令で定める法人又は団体に事業の一部を委託することができ、委託を受けた法人又は団体は文化体育観光部長官の承認を受けて再委託することができる。
③第 1 項の事業を実施するために必要な事項は、文化体育観光部令で定める。

第 13 条（資金の貸与）①国とび地方自治団体は、体育人に体育活動関連事業の創業準備資金及び体育分野就業のための費用を支援するために資金を貸与することができる。
②第 1 項により体育人に支援する資金の貸与に関しては、「国民体育振興法」第 17 条及び「スポーツ産業振興法」第 10 条で定めるところによる。

第 14 条（体育人の業務上災害に対する保護）体育人の業務上災害及び補償等に関しては、「産業災害補償保険法」で定めるところによる。

第 15 条（協同組合等に対する支援）文化体育観光部長官は、体育人が体育人の権益を向上させ、地域社会への貢献を目的として、「協同組合基本法」による協同組合または「社会的企業育成法」による社会的企業を設立・運営しようとするときには、大統領令で定めるところにより、経営コンサルティング、創業教育及び相談など行政支援をすることができる。

第 4 章　体育人福祉支援システムの構築・運営及び専門機構指定など

第 16 条（体育福祉支援システムの構築・運営）①文化体育観光部長官は、体育人の福祉政策を効果的に遂行するために体育人福祉支援システムを構築して運営することができる。
②第 1 項による体育人福祉支援システムの構築・運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 17 条（体育人福祉専門機関の指定及び解除）①文化体育観光部長官は、第 18 条第 1 項各号の事業を専門的に遂行するため、次の各号の機関の中から体育福祉専門機関（以下「専門機関」という。 ）を指定することができる。
1.「民法」第 32 条により設立された法人として関連業務を行う非営利法人
2.他の法律に基づいて設置された体育関連法人
②文化体育観光部長官は、専門機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。ただし、第 1 号に該当する場合は、その指定を取り消さなければならない。
1.虚偽その他の不正な方法で指定を受けた場合、
2.指定の目的に反して違法、または不当に運営した場合
3.文化体育観光部長官の関係法令に基づく指示に違反したり、監督を拒否した場合
③その他専門機関の指定、指定解除及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 18 条（専門機関の事業）①専門機関は、体育人の福祉増進のために次の各号の事業を行う。
1.体育人の進路支援、職業転換、雇用創出など体育人の職業安定のための事業
2.大統領令で定める体育共済事業（共済保険を含む）の管理・運営
3.体育人の福祉実態と労働実態の調査・研究
4.体育人福祉のため文化体育観光部長官が委託する事業
5.その他体育人の福祉増進のため大統領令で定める事業
②専門機関は、文化体育観光部長官の認可を受けて第 1 項各号による事業のほか、目的を達成するために必要な収益事業を行うことができる。

第 19 条（専門機関の財源）専門機関は、次の各号の財源で運営する。
1.会員負担金（共済事業に限る）
2.その他の収益金および寄付金

第 5 章　補則と罰則

第 20 条（補償の停止）①文化体育観光部長官は、大韓民国体育有功者が次の各号のいずれかに該当する品位損傷行為をした場合には、委員会の議決を経て 3 年の範囲で期間を定め、大統領令で定めるところにより大韓民国体育有功者とその遺族又は家族が受けることができる報酬の全部または一部を行なわない。
1.大韓民国体育有功者がその身分を利用して、不当な利益を強要したり斡旋する行為
2.暴行・脅迫、器物破損またはその他の方法で不当に公務執行を妨害する行為

②文化体育観光部長官は、大韓民国体育有功者が大統領令で定める罪を犯して禁錮以上の実刑を宣告され、その刑が確定した場合には、その確定した日が属する月の翌月から宣告された実刑の期間中に、その者が受ける年金と手当を支給しない。

第 21 条（大韓民国体育有功者指定取り消し）①文化体育観光部長官は、大韓民国体育有功者が「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」第 79 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、この法第 20 条にかかわらず第 7 条第 1 項による指定を取り消し、同条第 2 項により大韓民国体育有功者はその遺族又は家族が受けることができるすべての補償をしない。
②文化体育観光部長官は、第 7 条第 2 項の適用を受けているか、適用を受ける大韓民国体育有功者の遺族や家族が「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」第 79 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、第 7 条第 2 項により、その者が受けることができるすべての補償をしない。
③文化体育観光部長官は、第 1 項により大韓民国体育有功者の指定が取り消された者が次の各号のいずれかに該当することになった場合、その悔いる程度が著しくあると認められる場合にのみ、第 7 条第 1 項による指定を経て再び同条第 2 項による補償を行うことができる。ただし、「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」第 79 条第 1 項第 2 号に該当する場合には、この限りでない。
1.禁錮以上の刑を宣告された場合には、その執行が終了するか、執行を受けないことが確定した日から 3 年が経過した場合
2.第 1 号以外の場合には、第 1 項により大韓民国体育有功者の指定が取り消された日から 2 年が経過した場合

第 22 条（福祉厚生金などの支給停止）①文化体育観光部長官と地方自治団体の長は、福祉厚生金又は第 11 条による支援金を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、福祉厚生金または支援金の支給を停止する。
1.死亡した場合
2.大韓民国国籍を喪失した場合
3.次の各目のいずれかに該当する品位損傷行為をした場合、
カ．選手や指導者がその身分を利用して不当な利益を強要したり斡旋する行為
ナ．暴行及び脅迫、器物破損、またはその他の方法で不当に公務執行を妨害する行為
4.禁錮以上の刑または治療監護を宣告され、その刑または治療監護が確定した場合。ただし、過失犯の場合は除く。
5.次の各目のいずれかに該当する罪を犯した場合であって罰金やそれ以上の刑または治療監護を宣告され、その刑や治療監護が確定した場合
カ.「性暴力犯罪の処罰などに関する特例法」第 2 条による性暴力犯罪
ナ.「児童・青少年の性保護に関する法律」第 2 条第 2 号による児童・青少年対象性犯罪
タ.「児童福祉法」第 71 条第 1 項各号の罪
ラ.「刑法」第 2 編第 24 章殺人の罪または同編第 25 章傷害と暴行の罪
②第 1 項第 3 号による支給停止の基準及び手続等、福祉厚生金などの支給停止に必要な事項は、大統領令で定める。

第 23 条（補償金等の返還）①文化体育観光部長官と地方自治団体の長は、補償金、福祉厚生金または第 11 条による支援金（以下「補償金等」という）を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者が受け取った補償金などを返還しなければならない。
1.虚偽その他の不正な方法で補償金等を受けた場合
2.補償金等を受けた後、その補償や支援を受けられた事由が遡及して消滅した場合
3.その他、補償金などが間違って支給された場合
②文化体育観光部長官と地方自治団体の長は、第 1 項により返還をする場合、補償金等を返す者が期間内にこれを返還しなければ、国税強制徴収の例により徴収することができる。
③文化体育観光部長官と地方自治団体の長は、第 2 項により補償金等を徴収するとき、返還する者が行方不明か、財産がないなど、大統領令で定めるやむを得ない事由で返還が不可能であると認めるときは、欠損処分をすることができる。
④その他、補償金などの返還、欠損処分等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 24 条（資料提供の要請等）①文化体育観光部長官、地方自治団体の長（該当権限が委任・委託された場合には、その権限を委任及び委託を受けた機関を含む）及び専門機関は、この法律の適用対象者の資格等を確認するために、家族関係証明、健康保険、犯罪歴など、大統領令で定める資料または情報を関係中央行政機関、地方自治団体、その他の公共団体の長に提供するように要請することができる。ただし、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報共同利用を通じて確認できる事項は、この限りでない。
②第 1 項による要請を受けた機関の長は、正当な事由がなければ、その要求に従わなければならない。
③第 1 項による業務又は第 26 条による情報の処理業務を遂行したり、遂行していた者は、第 1 項による資料または情報をこの法律で定める目的以外の用途で照会・使用したり、他の者または機関に提供したり、漏洩してはならない。

第 25 条（権限の委任・委託）①文化体育観光部長官は、この法律による権限の一部を大統領令で定めるところにより、地方自治団体の長に委任することができる。
②文化体育観光部長官は、この法律による業務の一部を大統領令で定めるところにより、公共機関または関連協会に委託することができる。

第 26 条（固有の識別情報等の処理）文化体育観光部長官、地方自治団体の長（該当権限が委任・委託された場合には、その権限を委任・委託を受けた機関を含む）及び専門機関は、次の各号の業務を遂行するために避けられない場合、「個人情報保護法」第 24 条による固有識別情報及び「刑の実効等に関する法律」第 2 条第 5 号による犯罪経歴資料で該当する情報を処理することができる。
1.第 20 条による補償の停止
2.第 21 条による大韓民国体育有功者の指定取り消し
3.第 22 条による福祉厚生金などの支給停止
4.第 23 条による補償金等の返還
5.その他、この法律適用対象者の資格等を確認するために、大統領令で定める事項

第 27 条（罰則適用での公務員擬制）次の各号のいずれかに該当する者は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときは、公務員とみなす。
1.委員会委員のうち公務員ではない者
2.第 18 条第 1 項各号の事業を行う専門機関の職員
3.第 25 条第 2 項により委託を受けた業務を実行する関連団体の職員

第 28 条（罰則）次の各号のいずれかに該当する者は、5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金に処する。
1.虚偽や不正な方法でこの法律による補償・支援を受けたり、受けるようになった者
2.第 24 条第 3 項に違反して資料または情報を照会・使用・提供または漏洩した者

附則<法律第 18381 号、2021. 8. 10>
第 1 条（施行日）この法は、公布後 1 年が経過した日から施行する。

第 2 条（大韓民国体育有功者の指定審査委員会に関する経過措置）この法施行当時に従前の「国民体育振興法」に基づいて構成・運営されている国家代表選手報酬審査委員会は、この法に基づく大韓民国体育有功者指定審査委員会と見る。

第 3 条（大韓民国体育有功者に関する経過措置）この法施行当時に従前の「国民体育振興法」に基づいて指定された大韓民国体育有功者は、この法律に基づく大韓民国体育有功者とみなす。

第 4 条（体育人福祉事業に関する経過措置）この法施行当時「国民体育振興法」第 22 条第 1 項に基づいて、ソウルオリンピック記念国民体育振興公団が「体育人福祉事業運営規定」に基づいて運営した体育人福祉事業は、この法に基づく体育人福祉事業とする。